

社会福祉法人 寿会 草津市北部デイサービスセンター常輝の里

## 通所介護 重要事項説明書

当事業所は、通所介護の提供の開始にあたり、事業所の概要、提供されるサービス内容及び契約上ご注意頂きたいこと等を次のとおり説明します。

### 1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人 寿会
主たる事務所の所在地	〒525-0006 滋賀県草津市志那中町25番地
代表者（職名・氏名）	理事長 吉本 勝明
設立年月日	平成11年9月14日
電話番号	077-568-2161

### 2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	草津市北部デイサービスセンター常輝の里	
サービスの種類	通所介護	
事業所の所在地	〒525-0006 滋賀県草津市志那中町25番地	
事業所の管理者	吉本 浩子	
電話番号	077-568-2161	
事業所番号	2570600128	
実施単位・利用定員	1単位	定員39名（要介護・要支援者含む）
通常の事業の実施地域	草津市・守山市・栗東市	

### 3. ご利用事業所の主な設備等

食堂・機能訓練室・相談室・休養室・浴室・トイレ・送迎車

#### 4. 事業の目的と運営の方針

##### (1) 事業の目的

社会的孤独感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、要介護状態にある高齢者に対し、適正な通所介護を提供する。

##### (2) 運営の方針

- 1、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行う。
- 2、事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3、上記の他「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」の第7章の規定を遵守する。

#### 5. 提供するサービスの内容

通所介護の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行います。

(介護保険の給付の対象となるサービス)

アクティビティ	余暇活動の提供や補助、心身機能維持の為の体操等を行います。
食事の提供	施設厨房で調理した食事を提供します。
健康チェック	体温・血圧測定等により健康状態の確認を行います。
排泄	ご契約者の排泄の介助を行ないます。
入浴	一般浴槽・特殊浴槽（チェアー浴）による入浴
送迎	ご契約者のご自宅まで送迎いたします。

#### 6. 営業日時

営業日	月曜日～土曜日まで (ただし、5月3日～5月5日及び12月29日～1月3日を除きます)
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで
サービス提供時間	午前9時15分から午後4時30分まで
サービス提供地域	草津市・守山市・栗東市

#### 7. 職員体制 (総数) 令和4年10月1日現在

管理者	1名	生活相談員	2名	看護師	3名
介護職員	11名	機能訓練指導員 (看護師と兼務)	2名		

## 8. 利用料等

### (1) 通所介護の利用料

下記の料金表によって、介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払いいただきます。

#### 基本料金【介護度と基本報酬金額】

単位

ご契約者の要介護度と基本報酬単価	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
5 時間以上 6 時間未満	570	673	777	880	984
6 時間以上 7 時間未満	584	689	796	901	1, 008
7 時間以上 8 時間未満	658	777	900	1, 023	1, 148

#### 1 割負担の場合（概算）

要介護度別ご利用料金 1 割負担のご契約者	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
5 時間以上 6 時間未満	596	704	812	920	1, 029
6 時間以上 7 時間未満	611	720	832	942	1, 054
7 時間以上 8 時間未満	688	812	941	1, 069	1, 200

#### 2 割負担の（概算）

要介護度別ご利用料金 2 割負担のご契約者	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
5 時間以上 6 時間未満	1, 192	1, 407	1, 624	1, 840	2, 057
6 時間以上 7 時間未満	1, 221	1, 440	1, 664	1, 883	2, 107
7 時間以上 8 時間未満	1, 376	1, 624	1, 881	2, 138	2, 400

#### 3 割負担の方（概算）

要介護度別ご利用料金 3 割負担のご契約者	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
5 時間以上 6 時間未満	1, 787	2, 110	2, 436	2, 759	3, 085
6 時間以上 7 時間未満	1, 831	2, 160	2, 496	2, 825	3, 160
7 時間以上 8 時間未満	2, 063	2, 436	2, 822	3, 207	3, 599

## その他かかる費用

### 【加算】

加算の種類	報酬単価
入浴介助加算（Ⅰ）	1回につき 40 単位
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	1日につき 22 単位
認知症加算（該当者のみ）	1日につき 60 単位
若年性認知症受入加算（該当者のみ）	1日につき 60 単位
科学的介護推進体制加算	1月につき 40 単位
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	基本報酬と各加算の合計額の 9.2%相当

地域区分割合 1 単位 10.45 円

### （2）介護保険の給付対象とならないサービス

以下の料金は、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

食費	ご契約者に提供する食事（おやつ等含む）等の調理・材料にかかる費用です 料金：一回の利用あたり 720 円
日常生活上必要となる諸費用実費	ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者が使用された場合にのみ請求いたします 紙おむつ：一枚 100 円 紙パンツ：一枚 150 円 カテーテルプラグ：一個 60 円 綿棒（消毒用）：一本 10 円 複写物：一枚 10 円 尿取りパット：一枚 20 円 ゴム手袋：一組 15 円 滅菌ガーゼ：一枚 60 円 シップ：一枚 40 円 連絡帳ファイル：一個 230 円（新規利用時及び紛失時のみ）

### （3）キャンセル規定

ご契約者のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

①ご利用日の前日まで又は当日 8 時 30 分までにご連絡いただいた場合	無料
②上記時間までにご連絡がなかった場合	1,500 円

### （4）サービス提供時間外のご利用について

原則、午前 9 時 15 分以前のご利用は対応出来かねます。またご契約者のご都合でサービス提供時間終了後（午後 4 時 30 分以降）のご利用をご希望の場合は自費が発生いたしますのでご了承ください。時間外利用料金：30 分 500 円（人件費相当）

## (5) 利用料・その他料金の支払い方法

月初め（15日迄）に前月分の利用料・その他料金の請求書を郵送又は、送迎時にお渡しさせていただきます。当月20日（20日が銀行休業日の場合は翌営業日）にご指定口座より前月分を引き落とさせていただきます。

### 【取扱金融機関】

滋賀銀行・関西みらい銀行・レーク滋賀農業協同組合・滋賀中央信用金庫・長浜信用金庫・湖東信用金庫・滋賀県信用組合・滋賀県民信用組合・近畿労働金庫・大垣共立銀行・滋賀県信用農協共同組合連合会

## 9. 緊急時における対応方法

- ・サービス提供中にご契約者の体調や容体の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医及び家族等に連絡する等の措置を講じます。
- ・病状等の状況によっては、業者の判断により救急車による搬送を要請する場合があります。

## 10. 事故発生時の対応

- ・通所介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ・通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

## 11. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	担当者：吉本 浩子 ご利用時間：月曜日～土曜日（ただし、5月3日～5月5日及び12月29日～1月3日を除く） 電話番号：077-568-2161
---------	--

(2) 行政機関その他の苦情相談窓口

苦情受付機関	所在地	電話番号
草津市健康福祉部介護保険課	草津市草津三丁目13番30号	077-561-2369
守山市介護保険課	守山市吉身二丁目5番22号	077-582-1127
栗東市長寿福祉課	栗東市安養寺一丁目13-33	077-551-0281
滋賀県国民健康保険団体連合会介護保険課	大津市中央四丁目5番9号	077-510-6605

## 12. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- ・サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。
- ・他のご利用者のご迷惑になるような行為は慎むようお願いします。
- ・体調不良等によりサービスを利用できなくなった際は、できる限り早めに当事業所へご連絡ください。

### 補足説明

#### ※サービス提供体制強化加算（Ⅰ）

この加算は、常輝の里における介護職員の中で、「介護福祉士」の資格を所持する者が70%以上配置されている時に算定される加算です。

#### ※若年性認知症利用者受入加算

この加算は、ご契約者が若年性認知症（40歳以上65歳未満）の方にのみ加算されます。

#### ※認知症加算

この加算は、ご契約者の『認知症高齢者の日常生活自立度』において、Ⅲa以上との診断を受けておられる方が対象となります。

#### ※介護職員処遇改善加算（Ⅰ）

（注）令和6年6月1日から介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）に統合改編されます。

介護職員の処遇改善を目的とした加算です。基本報酬（介護度別基本料金）に各加算を加えたものの合計に5.9%を乗じたものが処遇改善加算として加わります。尚、この加算に関しては区分支給限度額に含まれません。

#### ※介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）

（注）令和6年6月1日から介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）に統合改編されます。

介護福祉士として概ね10年以上の経験を持つ介護職員の処遇改善を目的とした加算です。基本報酬（介護度別基本料金）に各加算を加えたものの合計に1.2%を乗じたものが介護職員等特定処遇改善加算として加わります。尚、この加算に関しては区分支給額に含まれません。

#### ※介護職員等ベースアップ等支援加算

（注）令和6年6月1日から介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）に統合改編されます。

介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等に取り組むを行う事業所に認められる加算です。基本報酬（介護度別基本料金）に各加算を加えたものの合計に1.1%を乗じたものが介護職員等ベースアップ等支援加算として加わります。尚、この加算に関しては区分支給限度額に含まれません。

※介護職員処遇改善加算（I）

（注）令和6年6月1日から介護職員等処遇改善加算（I）に統合改編されます。

従来の3つの介護職員の処遇改善加算を統合改編された加算です。基本報酬（介護度別基本料金）に各加算を加えたものの合計に9.2%を乗じたものが介護職員等処遇改善加算として加わります。尚、この加算に関しては区分支給限度額に含まれません。

※地域区分割合

介護サービスを提供している地域の格差を反映させるために、国の介護報酬のベースになる単価1単位10円に対し地域ごとに区分けし単価に割増を行っているものです。

草津市は地域区分5級地となるため、1単位=10.45円となります。

事業者は、本書面に基づき重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

説明者職・氏名

印

私は、事業者より本書面に基づき重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

本人住所

氏名

印

本人代理人

住所

氏名

印

（本人との続柄）